

答 申 書

平成19年12月

大東市学校統廃合検討委員会

平成19年12月17日

大東市教育委員会

教育委員長 田中美穂様

大東市学校統廃合検討委員会

会長 谷田 信一

大東市立小・中学校の適正配置および適正規模なら びに統廃合に関する事項について（答申）

本委員会は、このたび、貴教育委員会の諮問事項について結論を得るに至りましたので、ここに答申いたします。

目 次

はじめに	1
1. 大東市立小・中学校の児童・生徒数の現状について	1
2. 大東市立小・中学校の適正規模について	2
3. 適正規模・適正配置の観点から必要と思われる学校統廃合の 具体的方策	3
4. 統廃合の実施時期について	4
5. 統廃合にかかわる諸課題への対応について	6
・大東市学校統廃合検討委員会設置要綱	8
・大東市学校統廃合検討委員会委員名簿	10
・諮問書	11

《資料》

はじめに

大東市学校統廃合検討委員会は、平成 18 年 1 月 25 日に大東市教育委員会委員長より「大東市立小・中学校の適正配置および適正規模ならびに統廃合に関する事項」についての諮問を受けて以来、平成 19 年 6 月 13 日までに 16 回の会合を開いて活発な議論を重ねてきた。その間には、統廃合不要論やさまざまな統廃合案などを含むいろいろな意見が出たが、大方の委員の意見が収束してきたので、それを中間答申として提出して公表し、平成 19 年 7 月 1 日から 7 月 31 日の期間に、広く一般の方々からのパブリック・コメントを求めた。その結果、125 人の方々から多岐にわたる意見が寄せられたので、本検討委員会ではそれらの意見をも念頭に置いてさらに議論をして、平成 19 年 10 月 17 日の第 18 回委員会で「学校統廃合に関するパブリック・コメントの集約とそれに対する検討委員会の考え方」をまとめ、さらに 11 月 8 日の第 19 回委員会で承認したうえで、11 月 12 日から大東市教育委員会のホームページで公開した。そして、それと並行して、本検討委員会は「最終答申」の取りまとめに着手し、平成 19 年 11 月 29 日の第 20 回委員会においてその審議を終了したので、ここに本検討委員会の審議結果をまとめた「最終答申」を提言として提出するものである。なお、本検討委員会の審議経過全般については、【資料 1】を参照していただきたい。

1. 大東市立小・中学校の児童・生徒数の現状について

大東市立小・中学校の児童・生徒数（養護学級＝特別支援学級をも含めた児童・生徒数）は、小学校では昭和 56 年の 14,034 人、中学校では昭和 61 年の 6,882 人がピークであったが、その後は概ね減少傾向になり、平成 19 年 5 月 1 日における数字は、小学校が 7,786 人、中学校が 3,393 人である。それに対して、大東市立の学校数は、昭和 40～50 年代の人口急増期に小・中学校を増設し、昭和 58 年に小学校 15 校、中学校 8 校となって以来、現在もそのままの学校数である。そして、全体としての大東市立の小・中学校の児童・生徒数は、（一時的な微増はあっても、大きな流れとしては）今後も漸減していくであろうという推計が出されている。【資料 2】

そうした中で、全体の数字もさることながら、個々の学校によって、児童・生徒数の格差が生じてきたし、また、人口急増期に学校を増設したさいの不自然な校区分けが残存したりしていたので、平成 14 年 9 月の「大東市通学区域適正化委員会」の答申では、いくつかの通学区域の変更の提案を行なった。それにより、現在の大東市の小・中学校の校区は、【資料 3】のようになっている。「通学区域適正化委員会」の答申で提案された通学区域変更は比較的スムーズに実施に移され、それなりの効果はあげてきた。しかしながら、他方、一部の小学校・中学校においては、「通学区域適正化委員会」のときの予測の数字を大きく越える児童・生徒数の減少が見られ、それが教育に与えるマイナスの影響が強く懸念されるような状況になってきている。すなわち、子どもが切磋琢磨しあうことによって育まれるべき向上心の減退、多くの多様な同年齢の仲間と接することによる幅広い社会性・社交性の発達が不十分となること、運動会などの集団的行事が活気づかず盛り上がりがないこと、学校が小規模化すると教員の数も減るので教員どうしのあいだでの豊富な意見交換や相補的役割分担などができにくくなること、そして、特に 1 学年 1 学級とな

ったような場合には子どもの人間関係が固定化して集団内での圧力が高まり子どもの自由な自己変革の意欲がなくなりがちとなること、などである。

そのような状況のもとで、上記のように、「大東市立小・中学校の適正配置および適正規模ならびに統廃合に関する事項」についての諮問を受けて、本検討委員会は審議を開始したのであった。

2. 大東市立小・中学校の適正規模について

平成 14 年 9 月の「通学区域適正化委員会」の答申では、「小・中学校ともに 12～18 学級を基本、19～24 学級を許容範囲と考え、可能な限り各学校の規模をその範囲（12～24 学級、児童・生徒数おおよそ 300～800 人ぐらい）に収めるようにする」と規定していたが、小規模校の許容範囲については、小学校と中学校との相違や学校統廃合まで視野に入れての議論が必ずしも十分とはいえなかった。それは、上にも述べたように、「通学区域適正化委員会」の審議の時点での現状と予測（平成 13 年 4 月 1 日の地区別・年齢別人口に基づく）では、大東市立の小学校も中学校も、恒常的に 12 学級を割るような学校はないであろうと思われていたからである。ところが、本検討委員会が検討を開始した時点での最新のデータであった平成 17 年 5 月 1 日現在の学校調査データおよび平成 17 年 4 月 1 日の地区別・年齢別人口に基づく現状と予測では、12 学級を割っている（ないし、いずれ恒常的に割るであろう）小・中学校がいくつか出てきたのである。（この趨勢は、その後の平成 18 年度および平成 19 年度の数字データに基づく推計では、より明白となってきている。【資料 〃】）そこで、本検討委員会では、まずもって、小学校および中学校の小規模の許容限度について、時間をかけて議論が行なわれていった。

その結果、大方の合意を得た結論は、小学校と中学校との違いを考慮したうえでの次のような原則である。

《小学校については 12 学級（児童数 300 名程度＝各学年 50 名程度）以上を、中学校については 9 学級（生徒数 255 名程度＝各学年 85 名程度）以上を、存続の許容範囲とする。この限度を恒常的に下回るような事態になった場合、ないしは、そうなる確実に予測される場合には統廃合を行なうことを原則とする。》

小学校については、現在の大阪府の小学校における学級の児童数の上限定数は第 1～2 学年が 35 名で第 3～6 学年は 40 名であるが、上の許容範囲の設定の基本的な考え方は、1 学年 1 学級を避けて、1 学年 2 学級以上を安定して維持することにある。その理由は、次のようなものである。

- （1） 1 学年 1 学級ではクラス替えができず、6 年間同じメンバーの学級となるので、啓発的
刺激や友人関係の広がりが乏しくなり、また、1 学年 1 学級では、運動会などの行事に
おいて、クラス対抗などの形式がとれなくなり、どうしても盛り上がり欠けて児童の
意欲が沈滞しがちとなる。
- （2） 1 学年 1 学級では、いじめや学級崩壊がいったん生じると、それへの有力な対応策の一
つであるクラス替えができないので、問題の解決が難しくなる。
- （3） 各学級の児童数について言えば、たとえば埼玉県志木市のアンケート調査などからもわ
かるように、小学生もとくに高学年になるほど、児童は学級の人数が多いことを望む傾

向があるのであって、そうした自然的かつ当然な子どもの発達要求を無視すべきではない。

中学校については、学級の生徒数の上限定数はどの学年も 40 名であるが、小学校の場合とは異なり、12 学級に必ずしも固執せず、学校全体で 9 学級以上を許容範囲とみなしてよいのではないかと、という大方の意見でまとまった。その理由は、次のとおりである。

- (1) 中学校の場合には、3 学年なので、学校全体で 12 学級を割っても、1 学年が 1 学級となるわけではないので、小学校の場合ほど 12 学級以上ということにこだわる理由はない。
- (2) しかし、中学校は教科担任制であり、1 つの学校に複数名の教員がいるのが望ましい教科も多いので、そういうことも考慮すると、(各学校に配置される教員数は基本的に学級数によって決まってくるので【資料 1】)各学年 3 学級以上、学校全体で 9 学級以上の規模は必要であると思われる。また、学校全体の活気や生徒の友人関係上の広がり・発達という点からしても、その程度の規模は必要であろう。

3. 適正規模・適正配置の観点から必要と思われる学校統廃合の具体的方策

上記の適正規模・許容範囲の原則に基づいて、まず中学校に関して、平成 19 年 5 月 1 日の学校調査データ【資料 1】および平成 19 年 4 月 1 日の地区別・年齢別人口データによる現状・推計【資料 2】を見ると、大東市立の中学校では平成 31 年度までの予測によれば、許容限度の「9 学級（255 名程度）以上」を恒常的に下回る中学校が現れてくる見通しも出てはいるが、長期的な人口推移の動向は予測がむずかしいということも考慮すると、あまり先走って大東市立中学校の学校統廃合を今から提案するのはいささか早計に過ぎるのであり、十分に慎重を期すべきだと思われる。したがって、6～7 年程度先までの推計においては中学校で上記の許容限度を下回る学校が生じるという予測は出ていない（諸福中学校は一時的に下回るが回復する）という現況にかんがみて、本検討委員会の答申では、中学校に関しては統廃合も通学区域の変更も提案しないこととし、それについては、数年後に改めて検討をしていただくべき課題として残しておくことにする。

しかし、小学校については、すでに現在ないしは 5～6 年以内に「12 学級（300 名程度）以上」という上記の基準を下回る（ないし、下回るであろう）学校が 4 校ある。すなわち、四条小学校、北条西小学校、深野北小学校、北条小学校の 4 校である【資料 3】。この 4 校については、すでに上記の平成 14 年の「通学区域適正化委員会」の答申でも、「将来において少子化の進行により、学級数・児童数が恒常的に・・・適正な規模を下回るようになった場合には、立地条件等を考慮し、統廃合を含め、再検討する必要がある」と指摘されてはいたのであったが、その児童数減少が予想以上に早いペースで到来してきているのである。

そこで、本検討委員会では、さまざまな統廃合案が提示され、時間をかけて議論されていったが、そのさい顧慮された主な観点は次のような諸点であった。子どもにとって望ましい学校規模。地域性。中学校への接続。実施時期の融通性。通学の安全性。通学距離。施設のキャパシティ。いずれ将来的にありうるであろう中学校の統廃合のさいに不都合が生じることがないような仕方

で小学校統廃合を考えねばならないということ。

こうした多くの点を顧慮しながら、本検討委員会ではいくつかの統廃合案を慎重に比較検討していった。そのさい、途中の議論の過程では、通学区域の手直しなどを行なうことによって、できるだけ現在ある学校を存続させようという方向での提案や意見も出された。しかし、小さな手直しでは近い将来にまた再び通学区域変更ないし統廃合の検討の必要性が出てくることも十分に考えられ、かえって当該校および周辺の諸学校の児童や保護者に絶えず不安感を与えることになりかねず、また、行き当たりばったりの通学区域変更を行なうと小学校と中学校との接続関係などにも問題が生じてくる可能性があるというような理由から、委員会の大勢はいくつかの小学校を統廃合するほうがよいという考え方になっていった。そして、けっきょく、近い将来に3つの小学校を廃校とする次のような統廃合案で本検討委員会の大方の委員の合意が得られたのである。

《具体的な統廃合案》

- (1) 四条小学校を廃校とし、四条南小学校に統合する。その新しい統合された小学校の児童はすべて、四条中学校に進学する。
- (2) 北条西小学校を廃校とし、北条小学校に統合する。この新しい統合された小学校の児童はすべて、北条中学校に進学する。
- (3) 深野北小学校を廃校とする。そして、現在の深野北小学校の通学区域のうち、南津の辺町は、小学校は四条北小学校の通学区域とするが、中学校については現行どおり深野中学校に進学する。南津の辺町以外の地区、すなわち深野北1～5丁目・深野2丁目6～8番・深野3丁目28～29番は、小学校は深野小学校の通学区域とし、中学校については現行どおり深野中学校へ進学する。

4. 統廃合の実施時期について

以上の3件の統廃合の実施時期については、対象校の小規模化の度合い、統合後の学校の児童数と施設のキャパシティ【資料 〇】とのつりあい、さらには、統廃合への一定の準備期間の必要性、などを十分に考慮して決定していかねばならない。また、もし現在において小規模校である(ないし、そうなると予測される)学校に今後想定外の大きな児童数増加が生じたような場合には、その学校についての統廃合そのものを延期ないし中止するという事象もあろう。したがって、以下に述べることは、あくまでも平成19年5月1日の学校調査の数字および平成19年4月1日の住民基本台帳による地区別・年齢別人口の数字(そして、それらに基づく予測推計)【資料 〇】に即してのものであることを申し添えておく。(以下であげる児童数・学級数は普通学級のそれであり、養護学級=特別支援学級を含まない数字であることを、ご承知おきいただきたい。)なお、3件の統廃合の結果として生じる4小学校の児童数・学級数の推計の数字が以下の説明の中で出てくるが、それについては、【資料 〇】を見ていただきたい。

(1) 四条小学校と四条南小学校との統廃合

この両校の統廃合に関しては、学校の施設の規模からして、現在の四条南小学校の施設が統合先となる。四条小学校は、平成19年度において児童数は241名で300名を大きく割

っており、学級数もすでに 12 学級を維持できず 10 学級となっている。四条小学校の児童数は今後もほぼ現状程度で推移すると思われ、平成 23 年度には児童数 237 名・9 学級になると予測されている。したがって、この数字からするならば、早く統廃合を実施したほうがよいといえるであろう。しかしながら、統合先の四条南小学校はやや児童数が多く、平成 19 年度で児童数 514 名・17 学級である。したがって、仮にいますぐ統廃合を行なうと児童数 755 名・23 学級というかなりの規模になるが、それは統合先の四条南小学校の教室数などの施設のキャパシティを越えると思われる。しかし、四条南小学校の児童数は漸減傾向にあるので、統合してできる学校の児童数・学級数は平成 22 年度では 688 名・21 学級、平成 23 年度では 647 名・20 学級となると予測され、これなら四条南小学校の施設キャパシティの範囲内だといえる。したがって、この両校の統廃合は、平成 22 年度または平成 23 年度に行なわれるのが適当ではないかと考えられる。

(2) 北条西小学校と北条小学校との統廃合

この両校の統廃合に関しては、学校の施設の規模からして、現在の北条小学校の施設が統合先となる。北条西小学校はすでに平成 19 年度においても児童数 300 名を割っており、まだ 12 学級を維持してはいるが、平成 20 年度には児童数 268 名・11 学級になり、その後も児童数は漸減すると予測されている。また、統合先の北条小学校も平成 19 年度において児童数 337 名・12 学級であり、それほど児童数が多いほうではなく、その児童数も今後さらに減少し、平成 25 年度には児童数 260 名・10 学級になると予測されている。したがって、この両校についても、統廃合は早く行なうほうが望ましいと思われるが、一定の準備期間と統合先の北条小学校の施設キャパシティとの関係などが考慮される必要がある。仮に平成 19 年度に統廃合を行なっていたとすれば、その統合校は児童数 623 名・18 学級であったが、平成 23 年度には児童数 538 名・17 学級、平成 24 年度には児童数 512 名・17 学級となると予測されている。このようなことから、結論的には、平成 23 年度または平成 24 年度には両校の統廃合を行なうべきであろう。

(3) 深野北小学校の廃校と二校への分割統合

深野北小学校は平成 19 年度では児童数 297 名・12 学級であり、すでに児童数は 300 名を割っている。そして、平成 21 年度には児童数 280 名・11 学級となり、学級数も 12 を割るようになり、その後も児童数は漸減すると予想される。また、以前から、深野北小学校は学校配置の面で深野小学校と地理的にあまりに近くにあるというアンバランスが指摘されてきていた。したがって、深野北小学校は児童数 300 名・学級数 12 学級というラインを恒常的に割り込むことが確実にってきているので、統廃合が実施されてしかるべきであろう。ただし、そのさい、学研都市線の線路(踏み切り)といった地理的条件や、どこか一校に深野北小学校全体を統合するとその統合先の学校の施設キャパシティを越えてしまうという問題、などを考慮すると、深野北小学校の場合は、四条北小学校と深野小学校との二校へ分割的に統合せざるをえないと考えられる。そして、その統合先である四条北小学校と深野小学校は、平成 19 年度においては、四条北小学校が児童数 525 名・18 学級であり、深野小学校は児童数 615 名・18 学級である。したがって、もし仮にいますぐ上述(「具体的な統廃合案(3)」)のような形で統廃合すると、四条北小学校が児童数 704

名・21 学級になり、深野小学校は児童数 733 名・23 学級となるが、これは、その両校の施設のキャパシティを越えている。しかし、今後の推計を見ると、四条北小学校も深野小学校も児童数がしだいに減少すると予測されるのであり、もし平成 24 年度に上述のような形で統廃合を行なえば、統廃合後の四条北小学校は 581 名・18 学級、深野小学校は 623 名・19 学級になると推定されるのであり、平成 25 年度に統廃合を行なえば、統廃合後の四条北小学校は 573 名・18 学級、深野小学校は 613 名・18 学級となると予測されるが、これならば、十分に両校の施設的なキャパシティの範囲内であるといえる。したがって、平成 19 年 4 月 1 日現在の地区別・年齢別人口の数字をもとに考える限りでは、この統廃合は平成 24 年度または平成 25 年度に行なわれるのが適当ではないかと思われる。

5. 統廃合にかかわる諸課題への対応について

本検討委員会は、決してはじめから「統廃合ありき」という結論を前提として議論してきたわけではなく、あくまで、現在（および予測される将来）の児童・生徒の分布状況において大東市立の小・中学校がどう配置されていることが大東市の児童・生徒にとって望ましいのか、ということを中心にすえて審議を行なってきた。そうした議論の中で、必要な場合には統廃合を行なって一定の学校規模を確保するほうが教育的に適切で、かつ格差の少ない教育環境を児童・生徒に提供することになる、という方向で大方の委員の意見がまとまっていったのである。すなわち、学校規模がある程度大きくなることにより、子どもは学習の面でも生活の面でも多様な年代の子どもたちと接することで刺激を受け、活気が増し、幅広い感受性を持った人格形成を行なうことができると考えられる。さらに、教育体制の面から考えても、小学校でも同一学年に複数の担任教員を確保し、それらの教員のあいだで十分な連絡・協力体制を整えることによって、一人一人の子どもを多角的な視点から把握して生活指導ができることとなり、また、教科指導においても必要に応じて各教員の特性や得意な分野を生かした分業的・協同的な教育方法を導入することも可能になるのである。

この答申では、大東市立小学校に関する 3 件の「具体的な統廃合案」を示したが、実際に統廃合を行なうにあたっては、今後の児童数の推移状況をよく見極めながら実施の最終決定をしていただくとともに、統廃合に関連するさまざまな問題に教育委員会や市などがきめ細かく対応していくことが不可欠であるということ、十分に肝に銘じていただきたい。については、そのいくつかの主だったものを、以下に記しておくことにする。

- (1) 統廃合を行なうにあたっては、教育委員会が保護者や住民の理解を促進するとともに、当該の諸学校の関係者は互いによく連絡をとりあい、双方の学校の児童や教員・保護者の事前交流なども含めて、統廃合に向けての準備作業を進めていってもらいたい。そのさい、統合後の学校の名称などについても、双方が納得できる形で十分に話し合いを進めてほしい。また、廃校となる学校については、記念行事や記念誌の発行などを行なって、在校生や卒業生の心にその学校の思い出が残るように配慮していただきたい。
- (2) 教育委員会は、統合後の学校に廃校とされた学校の教員を必ず何名かは配置するなど、人事面での配慮を行ない、登校する学校が変わる児童の心理的負担を軽減し、同時に、教育

やケアの連続性を保障するように努めていただきたい。そして、統合先の学校には、児童どうしが良好な人間関係を築けるように特に注意を払っていただきたい。また、学校統廃合によって、それ以前に行なわれていた子どもや市民のスポーツ活動等の場所・施設がなくなってしまうというような支障が生じないように、教育委員会が十分な措置をとっていただくよう要請する。

- (3) 統廃合の対象になった小学校の児童が新しい通学先の学校へと歩いていく通学路に関しても、教育委員会と各学校とが入念に協議して、交通事故からも不審者からも子どもを守れるよう、安全な通学路を選定するとともに、必要な場合には自治体にも要請して十分な安全上の対策を講じておくようにしてほしい。また、とくに障害者の通学についても、支障が生じないようにきめ細かく留意していただきたい。
- (4) 学校統廃合によって一定の経費の節約ができることになるであろうが、その財源については、教育の改善につながるような用途に使っていただきたい。具体的には、設備等の教育環境の充実とともに、たとえば、教育委員会や校長の判断により、教科によっては学級を分割して少人数授業を実施したり、あるいはさらに、市独自で学級定数を削減するというようなことも視野に入れて検討してほしい。そしてまた、「いじめ」や不登校の問題への対応策の充実などにも力を尽くしてほしい。
- (5) 廃校となる学校の施設や跡地の利用に関しても、大東市の子どもや市民のコミュニケーションやレクリエーション活動の促進、文化や生涯学習的な面での充実、そして防災への備えといったことを特に念頭に置き、地域の大切な共有財産であるという視点を軸にすえて、有効な活用方法を考えてほしい。

このほか、学校統廃合の実施前にも実施後にも現実にさまざまな問題が生じてくると思われるが、教育委員会と市には、そうした一つ一つの事柄について、くれぐれも子どもと市民の視点に立ってのきめ細かい対応をしていただくよう、本検討委員会として強く要望しておきたい。

以上

大東市学校統廃合検討委員会設置要綱

平成17年11月1日
教委要綱第11号

(設置)

第1条 本市の小学校および中学校の統廃合等を検討するため、大東市学校統廃合検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、大東市教育委員会(以下「教育委員会」という。)からの諮問に応じ、小学校および中学校の適正配置および適正規模に関する基本的な考え方ならびに適正化に向けた統廃合の具体的な方策について、調査し、審議し、または提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 区長会代表
- (4) P T A代表
- (5) 学校長
- (6) 市民

3 前項第6号の委員は、公募するものとする。

4 委員の任期は、当該統廃合等について調査、審議および提言が終了するまでとする。ただし、第2項各号の委員が当該各号に掲げる職を失った場合は、その職を失う。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長および副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出または委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 会長は必要があると認めるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局管理部教育総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

大東市学校統廃合検討委員会委員名簿

役職	氏名	期間	所属
会長	谷田 信一	H18.1.25 ~	大阪産業大学 教授（教養部長）
副会長	村井 隆之	H18.1.25 ~	四條畷学園短期大学 教授 （ライフデザイン総合学科長）
委員	川口 志郎	H18.1.25 ~	市議会議員
	寺坂 修一	H18.1.25 ~	
	千秋 昌弘	H18.1.25 ~	
	岩淵 弘	H18.1.25 ~	
	前川 清一	H18.1.25 ~ H18.5.18	区長会
	藤田 克己	H18.5.19 ~	
	川端 直行	H18.1.25 ~	
	川瀬 義治	H18.1.25 ~ H18.5.18	
	澤邊 清	H18.5.19 ~	
	田中 厚稔	H18.1.25 ~	P T A
	間野 功雄	H18.1.25 ~	
	河西 良忠	H18.1.25 ~ H18.5.18	
	井口 一夫	H18.5.19 ~ H19.5.15	
	林 正仁	H19.5.16 ~	
	山村 義昭	H18.1.25 ~	泉小学校校長
	伊藤 哲夫	H18.1.25 ~	大東中学校校長
山田 正勝	H18.1.25 ~	市民	

大東教委総第727号
平成18年1月25日

大東市学校統廃合検討委員会
会長 谷田 信一様

大東市教育委員会
委員長 田中 美穂

諮 問 書

大東市立小・中学校のより良い学校教育環境を整備するため、下記事項について、大東市学校統廃合検討委員会設置要綱第2条の規定により諮問します。

諮 問 事 項

1. 大東市立小・中学校の適正配置および適正規模ならびに統廃合に関する事項

諮 問 理 由

昭和31年の大東市発足時には小学校4校、中学校3校が設置されていましたが、昭和40年代から50年代にかけての人口急増期に多くの小・中学校が分離・新設され、小学校15校、中学校8校が設置されました。

しかし、その後少子化が進み、学校の間には児童・生徒数の不均衡が生じ、また通学区域に一部不自然さが見受けられるようになったため、通学区域の見直しを繰り返しながら是正し、最近では平成13年7月に大東市通学区域適正化委員会に意見を求め、その答申を受けて平成16年4月から通学区域を変更したところです。

最近では一部地域では増加傾向にありますが、今後、児童・生徒数は総数で減少し、学校間でも児童・生徒数が著しく不均衡となり、望ましい教育環境を確保することが困難になると推測されます。

この学校間格差に対応するためには、学校間の調整だけではなく、抜本的な見直しが必要であると思料されます。

そこで改めて小・中学校の適正配置および適正規模に関する基本的な考え方と適正化に向けた統廃合の具体的な方策について大東市学校統廃合検討委員会に意見を求めるものです。